同号算式Ⅶ中「629円」を「614円」に改め、同号算式Ⅷ及び同号算式Ⅷの符号を削り、同号算式Ⅸ中「$\sum_{n=10}^{13}$」を「$\sum_{n=11}^{13}$」に、「629円」を「614円」に改め、同号算式Ⅸの符号中「$C_{10}=0.058$」を削り、同号算式Ⅸ及び同号算式Ⅸの符号を同号算式Ⅷ及び同号算式Ⅷの符号とし、同号算式Ⅹ中「$\sum_{n=10}^{17}$」を「$\sum_{n=11}^{17}$」に、「629円」を「614円」に改め、同号算式Ⅹの符号中「$C_{10}=0.044$」を削り、「$C_{12}=0.021$」を「$C_{12}=0.020$」に、「$C_{15}=0.015$」を「$C_{15}=0.014$」に、「$C_{17}=0.004$」を「$C_{17}=0.015$」に改め、同号算式Ⅹ及び同号算式Ⅹの符号を同号算式Ⅸ及び同号算式Ⅸの符号とし、同号算式Ⅺ中「$\sum_{n=10}^{19}$」を「$\sum_{n=11}^{20}$」に、「629円」を「614円」に改め、同号算式Ⅺの符号中「$C_{10}=0.116$」を削り、「$C_{12}=0.057$」を「$C_{12}=0.056$」に、「$C_{13}=0.058$」を「$C_{13}=0.057$」に、「$C_{17}=0.015$」を「$C_{17}=0.054$」に改め、同号算式Ⅺの符号C_{19}の次に次のように加える。

			$C_{20}=0.013$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅺ及び同号算式Ⅺの符号を同号算式Ⅹ及び同号算式Ⅹの符号とし、同号算式Ⅻ中「629円」を「614円」に改め、同号算式Ⅻの符号B中「$\sum_{n=3}^{19}$」を「$\sum_{n=3}^{20}$」に、「$D_5=0.038$」を「$D_5=0.037$」に、「$D_6=0.038$」を「$D_6=0.037$」に、「$D_7=0.037$」を「$D_7=0.036$」に、「$D_8=0.033$」を「$D_8=0.032$」に、「$D_{13}=0.031$」を「$D_{13}=0.030$」に、「$D_{15}=0.037$」を「$D_{15}=0.036$」に、「$D_{16}=0.037$」を「$D_{16}=0.036$」に、「$D_{17}=0.010$」を「$D_{17}=0.036$」に改め、同号算式Ⅻの符号B中D_{19}の次に次のように加える。

			$D_{20}=0.008$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式ⅫⅠ及び同号算式ⅫⅠの符号を同号算式ⅫⅡ及び同号算式ⅫⅡの符号とし、同号算式ⅫⅢ及び同号算式ⅫⅢの符号を削り、同号算式ⅫⅣ中「629円」を「614円」に改め、同号算式ⅫⅣの符号中「$C_{11}=0.033$」を「$C_{11}=0.032$」に改め、同号算式ⅫⅣ及び同号算式ⅫⅣの符号を同号算式ⅫⅢ及び同号算式ⅫⅢの符号とし、同号算式ⅫⅤ中「$\sum_{n=17}^{19}$」を「$\sum_{n=17}^{20}$」に、「629円」を「614円」に改め、同号算式ⅫⅤの符号中「$D_{17}=0.002$」を「$C_{17}=0.007$」に改め、同号算式ⅫⅤの符号C_{19}の次に次のように加える。

			$C_{20}=0.002$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式ⅫⅤ及び同号算式ⅫⅤの符号を同号算式ⅫⅥ及び同号算式ⅫⅥの符号とし、同号算式ⅫⅥの符号の次に次のように加える。

			算式ⅫⅤ $\dfrac{\sum_{n=18}^{20}(B_n\times C_n)+\sum_{n=20}^{20}(D_n\times E_n)}{614円\times A}$ 算式ⅫⅤの符号 A　測定単位の数値 B_n　地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号。以下「地防法」という。）に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうちD_n以外のものの額 $C_{18}=0.009$ $C_{19}=0.009$ $C_{20}=0.008$ D_n　地防法第４条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築事業又は地震による倒壊の危険性が高いものの補強事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（原子力発電施設等立地地域振興特別事業を除く。）の額 $E_{20}=0.011$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式ⅫⅤ及び同号算式ⅫⅥの符号を削り、同号算式ⅫⅦ中「$\sum_{n=14}^{19}$」を「$\sum_{n=14}^{20}$」に、「0.034」を「0.033」に、「$\sum_{n=9}^{19}(J_n\times K_n)$」を「$\sum_{n=9}^{20}(J_n\times K_n)$」に、「$\sum_{n=9}^{19}(L_n\times M_n)$」を「$\sum_{n=9}^{20}(L_n\times M_n)$」に、「$N_{12}\times 0.036$」を「$N_{12}\times 0.035$」に、「$\sum_{n=18}^{19}$」を「$\sum_{n=18}^{20}$」に、「0.33386」を「0.22476」に、「629円」を「614円」に改め、同号算式ⅫⅧの符号B_n中「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式ⅫⅧの符号中「$C_{15}=1.090$」を「$C_{15}=1.091$」に、「$C_{16}=1.104$」を「$C_{16}=1.106$」に、「$C_{17}=0.284$」を「$C_{17}=1.106$」に、「$C_{18}=0.284$」を「$C_{18}=0.288$」に、「$C_{19}=0.269$」を「$C_{19}=0.273$」に改め、同号算式ⅫⅧの符号C_{19}の次に次のように加える。

			$C_{20}=0.242$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式ⅫⅧの符号D_n中「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式ⅫⅧの符号中「$E_{15}=1.030$」を「$E_{15}=1.045$」に、「$E_{16}=1.104$」を「$E_{16}=1.106$」に、「$E_{17}=0.284$」を「$E_{17}=1.106$」に、「$E_{18}=0.284$」を「$E_{18}=0.288$」に、「$E_{19}=0.269$」を「$E_{19}=0.273$」に改め、同号算式ⅫⅧの符号E_{19}の次に次のように加える。

			$E_{20}=0.242$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式ⅫⅧの符号中「$G_9=1.000$」を削り、「$G_{10}=2.517$」を「$G_{10}=1.000$」に、「$G_{11}=1.259$」を「$G_{11}=1.241$」に、「$G_{12}=1.224$」を「$G_{12}=1.207$」に、「$G_{13}=1.241$」を「$G_{13}=1.224$」に、「$G_{14}=1.155$」を「$G_{14}=1.138$」に、「$G_{15}=1.259$」を「$G_{15}=1.241$」に、「$G_{16}=1.276$」を「$G_{16}=1.259$」に、「$G_{17}=0.328$」を「$G_{17}=1.259$」に改め、「$I_9=1.000$」を削り、「$I_{10}=2.517$」を「$I_{10}=1.000$」に、「$I_{11}=1.259$」を「$I_{11}=1.241$」に、「$I_{12}=1.224$」を「$I_{12}=1.207$」に、「$I_{13}=1.241$」を「$I_{13}=1.224$」に、「$I_{14}=1.155$」を「$I_{14}=1.138$」に、「$I_{16}=1.276$」を「$I_{16}=1.259$」に、「$I_{17}=0.328$」を「$I_{17}=1.259$」に改め、「$K_9=1.000$」を削り、「$K_{10}=3.000$」を「$K_{10}=1.000$」に、「$K_{11}=14.000$」を「$K_{11}=12.000$」に、「$K_{12}=12.000$」を「$K_{12}=11.000$」に、「$K_{13}=14.000$」を「$K_{13}=12.000$」に、「$K_{14}=9.000$」を「$K_{14}=8.000$」に改め、同号算式ⅫⅧの符号K_{19}の次に次のように加える。

			$K_{20}=16.000$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式ⅫⅧの符号中「$M_9=1.000$」を削り、「$M_{10}=3.000$」を「$M_{10}=1.000$」に、「$M_{11}=14.000$」を「$M_{11}=12.000$」に、「$M_{12}=12.000$」を「$M_{12}=11.000$」に、「$M_{13}=14.000$」を「$M_{13}=12.000$」に、「$M_{14}=9.000$」を「$M_{14}=8.000$」に改め、同号算式ⅫⅧの符号M_{19}の次に次のように加える。

			$M_{20}=16.000$